

2004年9月24日

ディスカッションペーパー「中小企業会計基準に関する予備的見解」に対するコメント

企業会計基準委員会(ASBJ)は、ディスカッションペーパー「中小企業会計基準に関する予備的見解」に対してコメントする。ここに記載されている見解は、国際対応専門委員会のものである。

我々は、一国の制度における会計基準は一つであるべきであるというシングルスタンダードの立場によっている。ただし、その正当性を前提にしつつ、今後、研究プロジェクトとして、企業規模や公開性等に応じた会計基準の限定的な適用の在り方について検討を行うことを予定している。我々は、研究プロジェクトの名称を含め、中小企業会計基準という用語は注意深く避ける予定である。

研究プロジェクトが検討前であることから、今回は、我々の基本的な立場及び予備的見解に関して気付いた点のみを述べることにし、今後の検討の結果、提案すべき事項が出てきた場合には、改めてコメントを提出することとさせていただきたい。

以下において、予備的見解に関してコメントする。

- 予備的見解 3.2 の公的な説明責任の原則に従って、企業が、少なくとも公的な説明責任を有する場合には、完全版の IFRS を適用するという考え方には同意する。しかし、予備的見解 3.3 の公的な説明責任を推定する指標(c)における「基本的な公共サービスを提供している公益企業又は類似の事業体」の具体的な範囲については、各国において民営化のレベルや政府規制の範囲等が多種多様であることから、必ずしも一律に判断できない面があることに留意すべきである。
- 予備的見解 3.4 の所有者すべての同意が要求されるという考え方は非現実的であり、同意しない。中小企業の財務諸表の主要な利用者はオーナー経営者や銀行等であり、一人の株式所有者の反対により SME 用の IASB 基準書を採用することができないとするのは SME の財務諸表の作成目的からすると適当ではないと考える。
- 予備的見解 3.6 の親会社向け等に完全版 IFRS の財務諸表を作成している子会社等については、個別財務諸表において完全版 IFRS を採用すべきであることに同意する。ただし、公的な説明責任を有さず、親会社等から完全版 IFRS の作成を要求されていない子会社等については、SME 用の IASB 基準書の使用が当然認められるべきと考える。

我々のコメントが IASB の最終的な意思決定に貢献することを希望する。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長